<table>
<tr><td colspan="4">海　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号等</td><td></td><td>仕様書番号</td><td>MGP－S－00207</td></tr>
<tr><td rowspan="6">名　　称</td><td rowspan="6">取扱説明書に挿入するパーツリスト及び図面の作成共通仕様書</td><td>長官承認年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>作成年月日</td><td>S49．2．25</td></tr>
<tr><td>改正年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>単　　位</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">海上幕僚監部　装備部・艦船課</td></tr>
</table>

1．適用範囲　この仕様書は，防衛庁海上自衛隊が使用するために建造する船舶等の完成図書用“取扱説明書に挿入するパーツリスト及び図面”の作成について適用する。

2．対象機器　海上自衛隊の使用する装備品等の取扱説明書の作成要領に関する通達(海幕技管第5625号。10.12.8）により取扱説明書を作成する全ての機器。

3．作成要領

3.1　パーツリスト　次について必要事項を記入する。

- 符号（品目番号）
- 部品名
- 材料名（JIS及びNDS等の材料規格記号で記入する）
- 規格寸法
- 数量（左右機等は適宜装備数量を分けて記載する）
- 材料試験片採取符号
- 重量（計算及び実測重量欄を設ける）
- 部品番号
- 記事欄（備考欄）（自社製以外部品は，そのメーカーを記入する）
- 初度供給の予備品は記事欄に※印を付する。

3.2　部品番号　機器及び部品には機器部品を表す部品番号を記入する。メーカーで部品番号の付与されているものはその番号を，付与されていないものは製造図面番号で代用することができる。

なお，部品番号は同一メーカーの製造にかかる同一部品は必ず同一番号であり，異なった部品は，同一番号でないことが必須条件である。

表示に使用する文字は，数字，アルファベット，－（ハイフォン）等の組合せとし，桁数は20桁以内が望ましい。JIS，NDS等の規格品の基準部品は，その記号，番号を記載し，別に部品番号を設定しなくともよい。

3.3　部品名　機器及び部品の名称は，日本語名とし，品名転移法による，日本語化された外国語は片仮名を使用のこと。ただしこれによりがたい場合は，通常の使用語でさしつかえない。

3.4　組部品　2個以上の構成品からなり集合部品として修理のために補給するのが便利なものは，その番号を記載し構成内容がわかるように記載する。また補給上一個の部品として，分離不可能なものは，各個を記載単位とせず，組部品として記載する。

3.5　機器図面

a)　構成部品を網らし，その形状，位置等を明確に記入する。

b)　主要寸法，名称，要目，重量，機器識別番号，図面番号等その他必要な事項を記入する。

c)　構成部品には，部品表との対照が便利なような符号を付ける。ただし同一機器図面が2枚以上にわたる場合で各図に同一部品が記載されているときは，いずれかの図面に符号を付し，他は省略してさしつかえない。

3.6　パーツリスト及び図面の大きさ　パーツリスト及び図面の大きさは，JIS A列4番横長とし鮮明なものとする。製図は，原寸，縮尺，拡大いずれの方法によるもさしつかえない。
なお，作成例は付図1のとおり左方にJISA列4番の余白をとるものとする。

4.　承　認　承認用図書2部を官に提出し承認をうけるものとする。ただし，他の図書（例えばパーツブック等）と重複する場合は省略することができる。

5.　原　図　原図は全て第2原図とする。JIS A列4番横長とし，紙質はオートポジ級以上とする。

6.　原図の提出　別途指示する図書目録による。ただし他の図書の原図と重複する場合は原図の提出を省略することができる。

7. 検　査

a) 完成した各原図は正常な目視によってすべて解読でき，不鮮明なものであってはならない。

b) 本仕様書の指示に反しないこと。

c) 構　成　その他に欠陥がないこと。

図面のみの場合

（Ａ４規格で横は図面に応じた長さとする）

付図１　作　　成　　例